

しあわせ創研 業務報酬額表(定額制)

令和 3年 4月 1日適用

1. 顧問報酬月額(注:1)			
人数(事業主、役員を含む常時勤務人数)			
A 個人事業主	10,000 ~	※社労保任意加入はB適用	
B 4人以下	15,000 ~	※法人、社労保任意加入はC適用	
C 5~9人	25,000 ~		
D 10~19人	45,000 ~		
E 20~29人	60,000 ~		
F 30人以上	協議のうえ		
2. 業務の報酬			
A 労働保険年度更新	顧問料の1か月分~		
B 社会保険定時決定	顧問料の1か月分~		
C 社会保険随時改定	*1件当たり 7,500円~		
D 届出・請求等の代行	*1件当たり 7,500円~		
E 助成金等の提案・申請	着手金及び申請報酬(注:2)		
F 調査立会	5,000円~/時間		
3. 労働・社会保険の新規適用			
人数	社会保険	労働保険	労災特別加入(注:3)
A 個人事業主		10,000 ~	10,000 ~
B 4人以下	30,000~	20,000 ~	15,000 ~
C 5~9人	55,000~	35,000 ~	20,000 ~
D 10~19人	80,000~	50,000 ~	25,000 ~
E 20人以上	Dに一人増すごとに2,500円増		25,000 ~
4. 規則等の整備(1件当たり)			
A 就業規則	制定	150,000 ~	
B "	改定	50,000 ~	*37,500 ~
C 規定等	制定	50,000 ~	*37,500 ~
D 協定等	制定	30,000 ~	*22,500 ~
E 規定、協定整備、変更		20,000 ~	*15,000 ~
F 是正勧告等への対処		40,000 ~	
G 提出・届出代行(1回当り)		*7,500 ~	

5. 労務管理業務	
給与・賞与計算	1,000円/1名~(10名まで10,000円)
名簿・台帳等の調整	500円/1名~(5名まで5,000円)
ソフトウェア導入等	5,000円/時間(ソフト代金別途)
6. その他	
消耗品・立替金	実費
交通費等の経費	実費相当
システムメンテナンス	実費
諸手続きに伴う業務費	別途
経営改善業務	協議のうえ

注:1 顧問契約業務範囲(2~6に挙げるものを除く)
以下の労働・社会保険各法に係る届け出及び手続、及び提案・助言
①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③雇用保険法 ④労働者災害補償保険法
⑤労働保険徴収法 ⑥健康保険法 ⑦厚生年金保険法 ⑧その他の労働社会
保険各法の施行に係る日常の手続き、届出、提案、助言、情報提供
ただし、保険金請求に関しては、2. 業務の報酬が適用されます。

注:2 着手金は20,000円(1件当り) 申請報酬は助成金額の15%
受給資格の欠格(御社の瑕疵)等で助成金が不支給となった場合でも、
着手金は返金いたしません。また、申請報酬も同じく申し受けます。
また、申請に伴い規定等の整備や計画作成等が必要な場合は、別途4. の
費用を申し受けます。

注:3 特別加入は商工会、農協、漁協等の事務組合への事務委託が必須です。

*印は多数割引(-25%)適用 多数割引は同時に3件以上の業務をする場合

※本報酬表の金額には消費税、保険料額は含まれていません。

しあわせ創研 業務報酬額表(従量制)

令和 3年 4月 1日適用

1. 基本契約料(注:1)			
月額基本料(契約時に一括納付)			
A 個人事業主	応談(5,000~)		
B 法人事業所	応談(10,000~)		
C その他事業	応談		
2. 業務の報酬(1件当り)			
※事務手続きに伴う業務			
A 労保・社保 年度更新	25,000 ~	多数の場合 別途相談	
B 労保・社保 随時手続	*10,000 ~	煩雑な場合 別途相談	
C 労働基準法 随時手続	*15,000 ~	煩雑な場合 別途相談	
D 給付請求等の手続	*15,000 ~	煩雑な場合 別途相談	
E 助成金等の提案・申請	着手金及び申請報酬(注:2)		
F 調査立会	5,000円~/時間		
G 届出・請求等の代行	1件当たり *7,500円~		
3. 労保・社保の事業所新規適用			
人数	社会保険	労働保険	労災特別加入(注:3)
A 個人事業主		10,000 ~	10,000 ~
B 4人以下	30,000~	20,000 ~	15,000 ~
C 5~9人	55,000~	35,000 ~	20,000 ~
D 10~19人	80,000~	50,000 ~	25,000 ~
E 20人以上	Dに一人増すごとに2,500円増		25,000 ~
4. 規則等の整備(1件当たり)			
A 就業規則	新規制定	200,000 ~	
B "	改定	75,000 ~	*56,250 ~
C 規定等	制定	50,000 ~	*37,500 ~
D 協定等	制定	30,000 ~	*22,500 ~
E 規定、協定整備、変更		20,000 ~	*15,000 ~
F 是正勧告等への対処		50,000 ~	
G 提出・届出代行(1回当り)		*7,500 ~	

5. 労務管理業務	
給与・賞与計算	1,000円/1名~(10名まで10,000円)
名簿・台帳等の調整	500円/1名~(5名まで5,000円)
ソフトウェア導入等	5,000円/時間(ソフト代金別途)
6. その他	
消耗品・立替金	実費
交通費等の経費	実費相当
諸手続きに伴う業務費	別途
経営改善業務	協議のうえ

注:1 以下の各法に係る相談や提案、助言で、事務処理を伴わないもの
①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③雇用保険法 ④労働者災害補償保険法
⑤労働保険徴収法 ⑥健康保険法 ⑦厚生年金保険法 ⑧その他の労働社会
保険各法の施行に係るもの

注:2 支給申請に係る期間中は基本契約が必要です。
・着手金は30,000円(1件当たり)、申請報酬は助成金受給額の15%
受給資格の欠格(御社の瑕疵)等で助成金が不支給となった場合でも、
着手金は返金いたしません。また、申請報酬も同じく申し受けます。
また、申請に伴い規定等の整備や計画作成等が必要な場合は別途4. の
費用を申し受けます。

注:3 特別加入は商工会、農協、漁協等の事務組合への事務委託が必須です。

*印は多数割引(-25%)適用 多数割引は同時に3件以上の業務をする場合

※本報酬表の金額には消費税、保険料額は含まれていません。

上記 2~5 の業務について、スポット契約も承ります。
その際の報酬は50%割増とさせていただきます。
スポット契約の場合は、契約時に着手金(30%)を承ります。